

# 富士フィルム グリーン調達基準書

Ver. 1.1

2011 年 7 月

富士フィルム株式会社  
CSR 推進部 環境・品質マネジメント部

## 改訂履歴

改訂No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.1.0	新規制定	2010年12月1日
Ver.1.1	1. 別表1 「閾値」を「規制値」に変更。 2. 電池を対象とした水銀の規制値を改定。 3. 電池を対象とした鉛及びカドミウムの規制値を追加。	2011年7月20日

# 目次

1. はじめに	P. 3
2. 本基準書の目的	P. 3
3. 適用範囲	P. 3
4. グリーン調達基準	P. 3
(1) 調達品グリーン基準	
(2) 調達先グリーン基準	
5. お取引先への要請	P. 3
6. 用語の説明	P. 4
別表 1. 含有制限化学物質管理基準	P. 6
別表 2. 欧州 RoHS 指令適用除外項目	P. 7
別表 3. 特定アミン	P. 10
別表 4. JAMP 管理対象物質の基準となる法令、業界標準	P. 10

## 1. はじめに

富士フィルムは「富士フィルムグループ グリーン・ポリシー」に基づき環境に配慮した製品をお客様に提供するため、化学物質管理のレベルアップを図るとともに、環境配慮設計を推進している。その取り組みとしてグリーン調達、即ち環境に配慮した調達先から環境に配慮した調達品(化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材、および副資材)を調達することが必要となる。

## 2. 本基準書の目的

グリーン調達を行うために、富士フィルムが調達する化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材および副資材、並びにそれらの調達先に関する基準を定める。

## 3. 適用範囲

富士フィルムが生産・販売・提供する製品に用いられる化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材および副資材並びにそれらの調達先。

## 4. グリーン調達基準

グリーン調達を実施するための基準を「グリーン調達基準」とする。「グリーン調達基準」は、調達品(化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材および副資材)に関する「調達品グリーン基準」と調達品の調達先に求める「調達先グリーン基準」からなる。

### (1) 調達品グリーン基準

調達品は下記基準が満足されているものとする。

- ① 調達品が含有制限化学物質を含まないこと。ただし、含有制限化学物質に規制値が設定されている場合は、含有量が規制値未満であり、含有量情報が提供されること。  
含有制限化学物質とその規制値は別表 1 に定める。
- ② 調達品が含有量把握管理化学物質を含む場合は、その含有量が把握、管理され、正確な情報が提供されること。

### (2) 調達先グリーン基準

調達先において下記基準(取組み)が満足されているものとする。

- ① 環境への取組みや法遵守など富士フィルムグループ「調達方針」の「調達ガイドライン」で求める取組みを通して CSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)を果たしている。
- ② 国際規格「ISO14001」等の環境マネジメントシステムの第三者認証取得または同等の自主管理により環境マネジメントシステムを構築し、環境保全活動の維持向上に努めている。
- ③ 「製品含有化学物質管理ガイドライン」(アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行)または同等の管理基準に基づいて製品の含有化学物質管理を行っている。

## 5. お取引先への要請

### (1) 調達品グリーン基準の遵守

富士フィルムへ納入する化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材、および副資材について、『調達品グリーン基準』を遵守する。

### (2) 調達品に関する情報提供

富士フィルムへ納入する化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材、および副資材について JAMP が推奨する情報伝達シート(JAMP AIS または JAMP MSDS plus)を提出する。

### (3) 特定の法規制または弊社顧客要求に基づく個別要求への対応

富士フィルムの個別の製品に対する特定の法規制または顧客要求に基づき、本基準書に含まれない内容を記載した以下の書類を、富士フィルム各部門・関係会社より個別に要求する場合があります。

- ① 単独の法規制遵守証明書類の提出
- ② 法規制遵守を記載した購入仕様の取り交わし

### (4) 「製品含有化学物質管理ガイドライン」に従った管理

表記を実施する。なお、お取引先の管理状況を確認するために、富士フィルム各部門から、自己監査を依頼する場合があります。

### (5) 法規制等、または含有化学物質に関わる情報に変更があった場合の対応

法規制等、または含有化学物質に関わる情報に変更があった場合、JAMP が推奨する情報伝達シート (JAMP AIS または JAMP MSDS plus) を用いて富士フィルム各部門へ速やかに報告する。

上記に該当する場合として、例えば以下が考えられる。

- ① 調達品の含有化学物質情報に変更された場合
- ② 法規制対象物質、JAMP 管理対象物質が変更され、当社から JAMP が推奨する情報伝達シート (JAMP AIS または JAMP MSDS plus)、または富士フィルム各部門・関係会社個別の書式を提出するよう要求された場合

### (6) 不適合品の対応

『調達品グリーン基準』への不適合品が発見された場合には、再調査、対応措置に関して協力する。

### (7) お取引先のグリーン度調査(企業環境管理調査)の報告

お取引先が『調達先グリーン基準』を満たしていることを確認するために、富士フィルムグループ、または各部門指定の様式(「CSR セルフチェック」等)で報告を要求する場合があります。報告内容を総合的に判断して、調達先グリーン基準に対して不十分な場合は、同基準を満たすように改善を要求する場合があります。

## 6. 用語の説明

### (1) 含有制限化学物質:

以下のいずれかに該当する化学物質。

- ① 化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材、および副資材への含有が、法令により禁止または制限される化学物質。
- ② 富士フィルムの方針として、納入される化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材、および副資材への含有を禁止、または制限する化学物質。

### (2) 含有量把握管理化学物質:

JAMP 管理対象物質。富士フィルムに納入される調達品に含有されている場合に、その含有量を把握、管理する。

### (3) JAMP:

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium) の略称。アーティクルが含有する化学物質の情報を適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示・伝達する仕組みを作り、その普及を目的とした日本産業界横断の活動推進主体。

\* JAMP ホームページ: <http://www.jamp-info.com/>

### (4) JAMP 管理対象物質:

円滑な情報伝達の為に JAMP が定めた製品含有化学物質の情報伝達の対象とする物質。

人々の健康障害予防や環境保全のために管理が必要な物質であり、サプライチェーン全体の関係者が合意できるものとして選定されている。(別表4参照)

最新情報、具体的な物質名は、JAMP ホームページにて確認のこと。

**(5) JAMP が推奨する情報伝達シート:**

化学物質/調剤または成形品に含有される報告対象の化学物質情報を開示・伝達するためのJAMPが定めた情報伝達シート。情報を伝達する対象の化学物質はJAMP管理対象物質として定められる。

- \* 化学物質/調剤のためのシート: JAMP MSDSplus
- \* 成形品のためのシート: JAMP AIS

**(6) 製品含有化学物質管理ガイドライン:**

JAMP が発行したガイドライン。サプライチェーン全体を通じた含有化学物質管理が、効率的、合理的に推進されるように、特に含有化学物質管理のポイントとなる物質/調剤からアーティクルへの変換工程に着目し、さらに前後の工程も視野に入れて、正確で効率的な含有化学物質管理を行うための管理の要件を示す。

**(7) 法規制遵守証明書類:**

富士フィルムへ納入される化学物質、調剤、部品、部材、製品、包材、および副資材が、特定の法規制を遵守していることをお取引先が明記した書類。

別表 1. 含有制限化学物質管理基準

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
<b>化審法 第1種特定化学物質</b> 【対象物質例】 PCB、ホリ塩化ナフタレン(PCN; 塩素数 3 以上)、ヘキサクロベンゼン、アルドリン、DDT、クワルテチン類、ビス(トリブチルスズ)オキシド、N,N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン(又は N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン、又は N,N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン)、2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール、トリブチルスズオキシド(TBTO)、2-(2'-ヒドロキシ-3',5'-ジ-tert-ブチルフェニル)ベンゾトリアゾール等	化学物質、調剤 アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)	含有禁止	なし
<b>労働安全衛生法 製造等禁止物質</b> 【対象物質例】 ベンジジン、4-アミノフェニル、β-ナフチルアミン、ビス(クロロメチル)エーテル、アモサイト・クロソライト(アスベスト)等	化学物質、調剤 アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)	含有禁止	なし
<b>毒劇物取締法 特定毒物</b> 【対象物質例】 オクタメチルピロホスホリアミド、四アルキル鉛、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト、モノフルオール酢酸及び塩、モノフルオール酢酸アミド等	化学物質、調剤 アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)	含有禁止	なし
<b>オゾン層保護法 特定物質(付属書CのグループIを除く)</b> 【対象物質例】 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC、臭化メチル	化学物質、調剤 アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)	含有禁止	なし
<b>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)の特定物質;</b> 【対象物質例】 毒性物質 21 群(サリン、ソマン等)及びその原料 5 物質群(アルキルホスホニルジフルオリド類、クロロサリン等)	化学物質、調剤	含有禁止	なし
<b>カドミウム</b>	化学物質、調剤	含有禁止	なし
<b>欧州 RoHS 指令 対象物質</b> カドミウム/カドミウム化合物	アーティクル(部品、部材、および製品)	100 ppm 未満 (カドミウム)	別表 2 参照
<b>欧州 RoHS 指令 対象物質</b> 鉛/鉛化合物	アーティクル(部品、部材、および製品)	1000 ppm 未満(鉛)	別表 2 参照
<b>欧州 RoHS 指令 対象物質</b> 6 価クロム/6 価クロム化合物	アーティクル(部品、部材、および製品)	1000 ppm 未満 (6 価クロム)	別表 2 参照
<b>欧州 RoHS 指令 対象物質</b> 水銀/水銀化合物	アーティクル(部品、部材、および製品)	1000 ppm(水銀)	別表 2 参照
<b>欧州 RoHS 指令 対象物質</b> ポリ臭化ビフェニル(PBB)	アーティクル(部品、部材、および製品)	1000 ppm 未満	別表 2 参照
<b>欧州 RoHS 指令 対象物質</b> ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	アーティクル(部品、部材、および製品)	1000 ppm 未満	別表 2 参照
<b>カドミウム</b>	包材、副資材	鉛、6 価クロム、 水銀、カドミウムの 総和が 100ppm 未満	なし
<b>鉛</b>			
<b>6 価クロム</b>			
<b>水銀</b>			
<b>水銀</b>	乾電池	1 ppm	なし
<b>水銀</b>	乾電池以外の電池	5 ppm	水銀含有量 20000 ppm 以下のボタン 型電池
<b>カドミウム</b>	電池	10 ppm	なし
<b>鉛</b>	アルカリ乾電池	40 ppm	なし
<b>鉛</b>	アルカリ乾電池以外の電池	1000 ppm	なし
<b>水銀</b>	化学物質、調剤	含有禁止	なし
<b>パーフルオロオクタスルホナート(PFOS)</b>	アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)	含有禁止	1. 写真製版 材料、写真フ イルム、印画 紙  2. 半導体製 造のフォトレジ スト、フォトリソ グラフィでの 反射防止膜コー ーティング

別表 1. つづき

ジブチルスズ(DBT)、トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)	1000 ppm(スズ)	なし
アゾ染料・顔料(特定アミン(別表 3 参照)を発生させる)	1. 織物製品 2. 皮革製品	30 ppm 未満	なし
ホルムアルデヒド	1. 木材製品 2. 織物製品	含有禁止	なし
ジメチルホルムアミド(DMF)	アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)	含有禁止	なし

別表 2. 欧州 RoHS 指令適用除外項目(注)

No	適用除外項目	対象と適用期日
1	電球形等の片口金(小型)蛍光灯ランプであって水銀含有量(1 パーナー当たり)次の量を超えないもの	
1(a)	一般照明用途 30W 未満: 5mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日に期限終了</li> <li>2011 年 12 月 31 日から 2012 年 12 月 31 日まで 3.5mg/パーナー</li> <li>2012 年 12 月 31 日以降は、2.5mg/パーナー</li> </ul>
1(b)	一般照明用途 30W 以上 50W 未満: 5mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日に期限終了</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、3.5mg/パーナー</li> </ul>
1(c)	一般照明用途 50W 以上 150W 未満: 5mg	
1(d)	一般照明用途 150W 以上: 15mg	
1(e)	一般照明用途の環形または角型で、かつ管の直径が 17mm 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、7mg/パーナー</li> </ul>
1(f)	特殊用途用: 5mg	
2(a)	一般照明用途の両口金の直管蛍光灯ランプであって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 9mm 未満 (例 T2): 5mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日に期限終了</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、4mg/ランプ</li> </ul>
2(a)(2)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 9mm 以上 17mm 以下 (例 T5): 5mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日に期限終了</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、3mg/ランプ</li> </ul>
2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 17mm を超えて 28mm 以下 (例 T8): 5mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日に期限終了</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、3.5mg/ランプ</li> </ul>
2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 28mm を超えるもの (例 T12): 5mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012 年 12 月 31 日に期限終了</li> <li>2012 年 12 月 31 日以降は、3.5mg/ランプ</li> </ul>
2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命(25000 時間以上)のランプ: 8mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日に期限終了</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、5mg/ランプ</li> </ul>
2(b)	その他の蛍光灯ランプであって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの:	
2(b)(1)	管の直径が 28mm を超える直管蛍光ハロゲンランプ(例 T10 および T12): 10mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012 年 4 月 13 日に期限終了</li> </ul>
2(b)(2)	直管蛍光灯ランプ以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ(管の直径を問わず): 15mg	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年 4 月 13 日に期限終了</li> </ul>
2(b)(3)	直管蛍光灯ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプで、管の直径が 17mm を超えるもの (例 T9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、15mg/ランプ</li> </ul>
2(b)(4)	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、15mg/ランプ</li> </ul>
3	特殊用途の冷陰極蛍光灯(CCFL)及び外部電極蛍光灯(EEL)であって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
3(a)	短い長さのランプ(500mm 以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、3.5mg/ランプ</li> </ul>
3(b)	中間の長さのランプ(500mm を超えて 1500mm 以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、5mg/ランプ</li> </ul>
3(c)	長いランプ(1500mm を超えるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、13mg/ランプ</li> </ul>
4(a)	その他の低圧放電管ランプに含まれる水銀(ランプ当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、15mg/ランプ</li> </ul>
4(b)	改善された演色指数 Ra が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって、ランプ中の水銀含有量(1 パーナー当たり)が次の量を超えないもの	
4(b)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、30mg/パーナー</li> </ul>
4(b)-II	155W < P ≤ 405W	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、40mg/パーナー</li> </ul>
4(b)-III	405W < P	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 12 月 31 日まで制限なし</li> <li>2011 年 12 月 31 日以降は、40mg/パーナー</li> </ul>

4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ中の水銀含有量(1バーナー当たり)が次の量を超えないもの	
4(c)-I	$P(\text{ランプ電力}) \leq 155\text{W}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年12月31日まで制限なし</li> <li>・2011年12月31日以降は、25mg/バーナー</li> </ul>
4(c)-II	$155\text{W} < P \leq 405\text{W}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年12月31日まで制限なし</li> <li>・2011年12月31日以降は、30mg/バーナー</li> </ul>
4(c)-III	$405\text{W} < P$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年12月31日まで制限なし</li> <li>・2011年12月31日以降は、40mg/バーナー</li> </ul>
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	・2015年4月13日に期限終了
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	
4(f)	本別表2に特に定められていないその他の特殊用途放電管ランプに含まれる水銀	
5(a)	陰極線管(CRT)のガラスに含まれる鉛	
5(b)	ガラスへの鉛含有量が0.2wt%を超えない蛍光管	
6(a)	機械加工のために、鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に合金成分として含まれる0.35 wt%までの鉛	
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4 wt%までの鉛	
6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金	
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有量が85重量%以上の鉛ベースの合金)	
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワークインフラ設備に使用されるはんだに含まれる鉛	
7(c)-I	ガラス中、またはコンデンサ内の誘電体セラミック以外のセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	
7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	
7(c)-(III)	定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年1月1日に期限終了</li> <li>・2013年1月1日以降はその期日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツ</li> </ul>
8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年1月1日に期限終了</li> <li>・2012年1月1日以降はその期日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツ</li> </ul>
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール(炭素鋼)冷却システムの冷却液に防食用として含まれる0.75wt%以下の六価クロム	
9(b)	冷媒コンプレッサーに使用されるベアリング・シェル及びブッシュに含まれる鉛で、冷媒コンプレッサーが暖房用、換気用、空調用及び冷蔵庫(HVACR)に使用される場合	
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	・2010年9月24日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツ
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年1月1日に期限終了。</li> <li>・2013年1月1日以降はその期日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツ</li> </ul>
12	熱伝導モジュール形Cリング用のコーティング材料としての鉛	・2010年9月24日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツ
13(a)	光学用途に使われる白色ガラスに含まれる鉛	
13(b)	フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウムおよび鉛	
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージとの間の接合に用いる、2種類を超える元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が80 wt%を超えて85 wt%未満のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年1月1日に期限終了</li> <li>・2011年1月1日以降はその期日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツ</li> </ul>
15	集積回路フリップチップパッケージ内で半導体ダイとキャリアとの間の確実な電氣的接続を達成するのに必要なはんだに含まれる鉛	
16	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛	・2013年9月1日に期限終了
17	業務用複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	
18(a)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量1wt%以下の鉛で、放電管ランプがSMS(Sr,Ba) <sub>2</sub> MgSi <sub>2</sub> O <sub>7</sub> :Pb等の蛍光体を含み、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される場合	・2011年1月1日に期限終了

18(b)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量 1wt% 以下の鉛で、放電管ランプが BSP (BaSi <sub>2</sub> O <sub>5</sub> :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される場合	
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	・2011年6月1日に期限終了
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部と後部基板とを接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	・2011年6月1日に期限終了
21	ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウムで、例えば、ホウケイ酸ガラス、またはソーダ石灰ガラスへ塗布される場合	
23	コネクタを除く微細ピッチ仕上げ(ピッチが 0.65mm 以下)が施された部品に含まれる鉛	・2010年9月24日より前に上市された電気電子機器用のスペアパーツ
24	機械加工通し穴のある円盤状および平面状アレイセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	
25	構造材、特にシールフリット、フリットリングに用いられる表面伝導電子エミッターディスプレイ (SED) に含まれる酸化鉛	
26	ブラックライトブルー (BLB) ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛	・2011年6月1日に期限終了
27	125dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定される高耐久カスピーカにトランスデューサ用はんだとして用いられる鉛合金	・2010年9月24日に期限終了
29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4) で定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛	
30	導電体との電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金で、導電体が、音圧レベル 100dB(A)以上の高耐久カスピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる場合	
31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材料の中の鉛	
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を製造するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	
33	電力変圧器用内で直径 100 ミクロン以下の細径銅線のはんだ付けに用いられるはんだ中の鉛	
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計の部品中の鉛	
36	DC プラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1 台あたり 30mg 以下の水銀	・2010年7月1日に期限終了
37	ホウ酸亜鉛ガラスを基板とする高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	
39	固体状態のイルミネーションまたはディスプレイ・システムで用いられる色変換 II-VI 族化合物半導体 LED(発光領域 mm <sup>2</sup> あたりのカドミウム<10 μg)に含まれるカドミウム	・2014年7月1日に期限終了

注) 以下の URL(欧州委員会)に本別表 2 の原文が記載されているので参照のこと。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:251:0028:0034:EN:PDF>

<= 委員会決定本文

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:254:0048:0048:EN:PDF>

<= 正誤表

別表 3. 特定アミン

特定アミン	CAS-No.
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2, 4-ジアミノアニソール	615-05-4
4, 4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4, 4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-14-4
4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2, 4, 5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

別表 4. JAMP 管理対象物質の基準となる法令、業界標準

管理対象基準	記号
化審法 [第 1 種特定化学物質]	JP01
安衛法 [製造等禁止物質]	JP02
毒劇法 [特定毒物]	JP03
RoHS 指令	EU01
ELV 指令	EU02
CLP 規則 [付属書VI Table3.2 CMR-Cat. 1, 2]	EU03
REACH 規則 [制限対象物質 Annex X VII]	EU04
REACH 規則 [認可対象候補物質 SVHC]	EU05
ESIS PBT [PBT 判定基準該当部分]	OT01
GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)	IA01
JIG (Joint Industry Guideline)	IA02